

白鷹町認知症高齢者  
見守りネットワーク



見守り  
支え合い

お年寄りが地域で安心・安全に暮らせるよう応援します

**介護ワンポイントアドバイス**  
地域包括支援センター Tel.86-0112

**ご存知ですか？高齢者虐待②**

『高齢者虐待』というところ、新聞やテレビで報道されるような大きな事件を想像するかもしれませんが、もしかかもしれません。が、小さなことであっても、その人の安心・安全、人としての尊厳をおびやかすことは『虐待』です。

では、どのようなことが『高齢者虐待』になるのでしょうか。

**身体的虐待**

身体を傷つけたり、痛みを与えたりすること。そのほか、①物を投げつけたり、刃物等の危険物を近づけたりすること、②本人の利益にならないことを強制する（医師の指導が

ない無理なりハビリ、食事を無理やり口に入れる）

③ 高齢者を外部に接触できないようにする（ひもで縛ったり、鍵をかけて部屋から出られないようにする）

**心理的虐待**

脅かしや侮辱的な言動、威圧的な態度や、無視等の嫌がらせにより高齢者に精神的苦痛を与えること。例えば、

- ・ 失敗を笑い、言いふらす
- ・ 侮辱的に子供あつかいする
- ・ トイレに行けるのに行かせず、おむつに排泄させる

**性的虐待**

本人に性的な行為を強要すること。例えば、

- ・ 排泄の失敗を理由に下半身を裸にしたままにする
- ・ 人前で排泄介助やおむつの交換をする

**経済的虐待**

本人の合意なしに財産や金銭を使用したり、本人に使わせないこと。例えば、

- ・ 医療費や介護サービスに必要なお金を使わせない
- ・ 年金や預貯金を無断で使用する

**介護の放棄・放任（ネグレクト）**

介護や世話が必要な高齢者にそれをしないこと。例えば、

- ・ 入浴をさせず汚れたままで過ごさせる、服が汚れていても着替えさせない
- ・ 水分や食事をじゅうぶんにと与えない
- ・ 本人の周辺にゴミを放置する、冷暖房を使わせない
- ・ 医療や介護サービスが必要な状態なのにに行かせない



『高齢者虐待』では、高齢者や介護者とその認識がないことも多くあり、介護者が本人のためを思って行ったことが高齢者を傷つけてしまったということもあります。

それを防ぐためには、介護者が周囲の人と交流し話を聞いたり、介護サービスの利用等で専門家のアドバイスを受けたたりすることが必要です。

地域みんなで、高齢者と家族を守りましょう。

**相談・問い合わせ**

地域包括支援センター  
86-0112

「あれっ」と思ったら  
ご相談ください。  
「物忘れ相談」

物忘れをするようになって心配だとかたやご家族の物忘れでお困りのかたのため、の相談を開催しています。なお、来所が大変なかたにはご自宅に訪問しております。お気軽にご連絡ください。

▼いつ 3月1日（金）  
午後2時から4時  
（予約制3名まで）

▼どこで 健康福祉センター  
▼対象 物忘れが気になるかたやその家族

▼相談医 吉川 順 氏  
（吉川記念病院院長）

▼申込期限 2月22日（金）まで

**申込・問い合わせ**

健康福祉課 地域包括支援センター  
86-0112



**学校体育施設等使用  
調整会議を開催します**

平成25年度の利用について調整会議を開催しますので、希望する団体の代表のかたは、必ずご出席ください。

使用実績のある団体にはすでに周知していますが、新規団体には申請書類などをお渡します。2月20日（水）まで教育委員会にご連絡ください。なお、使用料は1回500円です（スポーツ・学校部活は免除）。

▼いつ 2月27日（水）  
午後7時30分

▼どこで 中央公民館大会議室

**問い合わせ**

教育委員会生涯スポーツ係  
85-6147

